

《夜間・早朝等加算について》

下記の診療時間帯に受付をされた場合、表示時間内であっても診療報酬算定要件に基づき平成 20 年 4 月 1 日より夜間早朝等加算として算定いたします。

対象	点数
平日)18時以降に受付された場合	50 点
土曜)12時以降に受付された場合	

ただしコンタクトレンズの処方を目的に来院された方を除きます。